令和８年度 西尾市地域文化育成補助金 募集要領

【補助金の目的】

地域の文化振興に寄与する活動を行う団体に対して、西尾市地域文化育成補助金を支給します。

【対象団体】

文化芸術に関する活動を主たる目的とし、主に西尾市在住の者で構成され、活動の本拠が西尾市内にある団体、もしくは、この団体に加盟、登録等している下部団体。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は対象外とする。

・営利を主たる目的として活動する団体
・政治的活動又は宗教的活動を目的とする団体
・学校、企業等の文化活動サークル
・公序良俗に反する活動をする団体

【補助対象事業】

次の全てに該当する事業であること

① 年度内(令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで)に完了する事業
② 会員等特定の者を対象とする活動ではなく、広く一般の者が参加できる事業（刊行物作成の場合は、会員以外の不特定多数に配布等されること）
③ 本補助金の目的を達成する活動で、次に掲げる事業又は準ずる事業

・文学（小説、詩、短歌、俳句、川柳、随筆等）の発表、出版
・音楽（民謡、吟詠を含む）の発表、公演
・美術（絵画、彫刻、工芸等)、写真の発表、展示
・演劇の発表、公演
・舞踊の発表、公演
・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）の発表
・伝統芸能（雅楽、能、狂言等）の発表、公演
・生活文化（茶道、華道、書道等）の発表
・芸術家の育成を目的とした文化事業（コンクール、公演等）
・他地域との文化交流事業

ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は対象外とする。

・営利を目的とする事業
・他の補助金等の交付を受けて実施する事業
・政治的又は宗教的な意図を有する事業

・文化芸術の振興以外（国際交流、環境保護、教育、福祉等）に重点が置かれている事業
・個人のリサイタル、出版等
・チャリティー活動を伴う事業
・特定の企業名を事業名に付す事業

【補助金額】
次の①と②のいずれか低い額で、補助の上限額は、１０万円
① 補助対象経費の２分の１以内の額（千円未満は切捨て）
② 事業にかかる経費から入場料、広告料、協賛金等の収入を控除した額

【補助対象経費】
報償費…講師・出演者等に係る謝礼
ただし、講師等の謝礼は、次の額を補助対象経費の上限とする。
専門職（大学教授、医師、弁護士等、講演内容を業としている者）：3 万円
その他一般（教諭、愛好家等）：1 万円
旅　費…講師・出演者等の交通費、宿泊費及び日当
需用費…ポスター・プログラム等に係る印刷費、事業に必要な消耗品費
役務費…通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料
委託料…音響照明等舞台操作委託料、警備・交通整理委託料、デザイン料、会場設営等業務委託料、看板製作等委託料
使用料…著作権等使用料、会場使用料
賃借料…音響機材・運搬用車両・展示品等に係る賃借料

【申請書類】**※申請は、同一年度内に１団体につき１事業まで。**
補助金交付申請書（様式第１号）
事業計画書（様式第２号）
収支予算書（様式第３号）
すでに事業が完了している場合は、次の書類も提出してください。
実績報告書（様式第６号）
事業報告書（様式第７号）
収支決算書（様式第８号）
補助金交付請求書（様式第９号）
領収書（補助対象経費分のみ）

【申請方法】

申請書類を記入のうえ、令和９年３月３１日(水)までに、直接、西尾市役所観光文化振興課へ提出。先着順。ただし、予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【昨年度からの主な変更点】

昨年度から以下のとおり変更となりました。ご留意ください。

・申請事業数：同一年度内に１団体につき１事業まで
・受付方法：先着順（予算額に達し次第、受付を終了します）
・申請先：西尾市役所 4 階の観光文化振興課の窓口へ直接提出

（申請・問合先　観光文化振興課　文化振興担当　電話 0563-65-2197）